

山梨県公報

第千三百五号

平成十四年

七月十八日

木曜日

目次

土地改良区の定款の一部変更の認可	三三三
換地計画の適当決定	三三三
県代市町村道改築工事の開始	三三三
道路の区域変更	三三三
都市計画事業の事業計画の変更認可	三三三
建築基準法に基づく道路位置指定	三三三
換地計画の決定	三三三
収納代理金融機関の指定の一部改正	三三三
収納代理金融機関の指定の廃止	三三三
収納代理金融機関の指定	三三三
公告	三三三
大規模小売店舗の名称等の変更の届出	三三三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	三三三
土地改良区役員の新任及び就任	三三三
人事委員会	三三三
山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	三三三
山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	三三三
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	三三三
公安委員会	三三三
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	三三三
遊技機の型式の検定	三三三

告示

山梨県告示第百九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第一項の規定により、平成十

四年七月九日両村堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十四年七月十八日

山梨県知事 天野 建

山梨県告示第百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二條の二第一項の規定により、中野字大ノ久保土地改良事業共同施行代表申請者小野幸男から認可申請のあつた大ノ久保地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十四年七月十八日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類
換地計画書の写し

二 縦覧期間
平成十四年七月十九日から同年八月十五日まで

三 縦覧場所
櫛形町役場

四 異議申出期間
平成十四年八月十六日から同年八月三十日まで

山梨県告示第百九十八号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定により、次のとおり市町村に代わつて県が市町村道の改築を行う。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年八月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年七月十八日

山梨県知事 天野 建

路線名	工事区間	工事の種類	開始年月日
下念場朝日丘線	北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の四六二六地先から同町大字清里字念場原三五四五番の一地先まで	改良	平成十四年七月十八日

山梨県告示第二百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年八月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年七月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲府市下飯田三丁目五七八番の三地先から 甲府市下飯田三丁目五七九番の二地先まで	二二・〇	二二・〇 六〇・〇	二二・四	二二・四

山梨県告示第三百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年七月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 施行者の名称 石和町 山梨県知事 天 野 建
- 二 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画下水道事業石和町公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十五年三月八日から平成十九年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分

平成十年山梨県告示第三十二号の事業地に東八代郡石和町大字四日市場字坂上町、字境沢町及び字南坂上町の全部並びに大字下平井字南門及び字永塚、大字唐柏字池田、大字小石和字神明、字塚越、字観音溝、字堀向、字上堀及び字中堰、大字四日市場字柳河原、字本所町、字一丁田町、字塚田町、字四本木、字新町北割、字

新町南割及び長塚北割、大字東油川字北畑、大字井戸字豊岡、大字河内字宮窪、大字砂原字青木の各一部を加え、大字小石和字塚越、字堀向及び字上堀地内において事業地を変更する。

- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第三百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置 北巨摩郡双葉町宇津谷字八倉四三五四番一、四三五四番七、四三五六番四
- 二 道路の幅員 六・〇〇メートル
- 三 道路の延長 四十六・六〇メートル

山梨県告示第三百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業（小淵沢地区松向工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十四年七月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年七月十九日から同年八月十五日まで
- 三 縦覧場所 小淵沢町役場
- 四 異議申立期間

支店
吉田
湖支
店

山梨県告示第百二十四号

収納代理金融機関の指定（昭和五十年山梨県告示第二百二十二号の四及び昭和五十五年山梨県告示第二百七十号）は、廃止する。

平成十四年七月十八日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第百三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十八条第四項の規定により、
収納代理金融機関を次のとおり指定した。

平成十四年七月十八日

山梨県知事 天 野 建

名 称	住 所	取扱事務の範囲	指 定 年 月 日
山梨信用金庫	甲府市中央一丁目 十二番三十六号	歳入金及びれい入金	平成十四年七月十五日

公 告

大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年十一月十八日まで縦覧に供する。

平成十四年七月十八日

一 届出者の氏名又は名称及び住所
山梨県知事 天 野 建

- 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二
 - 住所 甲府市丸の内一丁目十六番四号
- 二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（一）名称 オギノ富士吉田店
（二）所在地 富士吉田市下吉田四千九百三十番地
- 変更した事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	オギノ下吉田店	オギノ富士吉田店
大規模小売店舗の所在地	富士吉田市下吉田四千九百五十五番地	富士吉田市下吉田四千九百三十番地
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所		志村義久 富士吉田市大明見九百六十六番地 五番地

3 変更の年月日

平成十四年六月六日

三 届出年月日

平成十四年六月六日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年七月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡白根町上今諏訪字宮東二三八の一、二三八の四、二三八の五、二三八の六、二三八の七、二三八の八、三三七の一、三三七の五、三三七の六、三三七の七、三三七の八、三三七の九、三三七の一〇、三三七の一、三三七の二、三三七の三、三三七の一四、三三七の一五、三三七の一六、三三七の一七及び三三七の一八
- 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
公道 園路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び白根町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都文京区本郷一丁目三十二番三号 日本勤労者住宅協会 理事長 片山正夫

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年七月十八日

山梨県知事 天 野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町紙漕阿原字天白下二六七九の一、二六七九の二、二六七九の三、二六七九の四、二六七九の五、二六七九の六、二六七九の七、二六七九の八、二六七九の九、二六七九の一〇、二六七九の一、二六七九の二、二六七九の三、二六七九の四、二六七九の一五、二六七九の一六、二六七九の一七、二六七九の一八、二六七九の一九、二六七九の二〇、二六七九の二一、二六七九の二二、二六七九の二三、二六七九の二四、二六七九の二五、二六七九の二六、二六七九の二七及び二六八五

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
公道 園路 ごみ置場	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び白根町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区新宿三丁目三十六番六号 中央都市建設株式会社 代表取締役 藤澤

進

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十四年七月十八日

山梨県知事 天 野 建

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事	青木 一郎	中巨摩郡甲西町秋山六九〇番地	平成十四年六月三日

二 就任

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	高石 鷹雄	中巨摩郡甲西町湯沢九〇七番地	平成十四年六月四日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十五号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年七月十八日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第四項を次のように改める。

4 降格した職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る第一項又は第二項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額（同じ額の給料月額がないときは、当該受けていた給料月額と直近下位の額の給料月額。次号において同じ。）に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員（第三号に掲げる職員を除く。） 第一項第二号中「昇格し

た日の前日に受けていた号給と同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）の一号給上位の号給」とあり、並びに同項第三号及び第四号中「対応号給の二号給上位の号給」とあるのは、「対応号給」（当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給より下位の号給に決定された職員が特定号給表に定める号給以上の給料月額から昇格する場合にあつては、「対応号給の一号給上位の号給」とするほか、当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第二項第三号及び第四号中「対応号給の一号給上位の号給」とあるのは「対応号給」とする。

二 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額の直近下位の給料月額に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員（前号又は次号に掲げる職員を除く。） 当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第一項第三号及び第四号中「対応号給の二号給上位の号給」とあるのは、「対応号給の一号給上位の号給」とする。

三 二級以上下位の職務の級へ降格した職員 第一項第二号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）の一号給上位の号給」とあり、同項第三号及び第四号中「対応号給の二号給上位の号給」とあり、並びに第二項第三号及び第四号中「対応号給の一号給上位の号給」とあるのは、「人事委員会の定めるところにより得られる号給」とする。

別表第十衛生公害研究所の項中「生物研究専門部」を「微生物部」に改め、同表食肉衛生検査所の項中「 所長及び次長」を「 所長及び次長」及び「 に掲げる職員以外の職員で人に改める。

人事委員会が調整を必要と認める職員」

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県職員の給与に関する規則は、平成十四年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第二十六号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年七月十八日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第四項を次のように改める。

4 降格した職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る第一項又は第二項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額（同じ額の給料月額がないときは、当該受けていた給料月額の直近下位の額の給料月額。次号において同じ。）に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員（第三号に掲げる職員を除く。） 第一項第二号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）の一号給上位の号給」とあり、並びに同項第三号及び第四号中「対応号給の二号給上位の号給」とあるのは「対応号給」（当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給より下位の号給に決定された職員が特定号給表に定める号給以上の給料月額から昇格する場合にあつては、「対応号給の一号給上位の号給」とするほか、当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第二項第三号及び第四号中「対応号給の一号給上位の号給」とあるのは「対応号給」とする。

二 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額の直近下位の給料月額に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員（前号又は次号に掲げる職員を除く。） 当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第一項第三号及び第四号中「対応号給の二号給上位の号給」とあるのは、「対応号給の一号給上位の号給」とする。

三 二級以上下位の職務の級へ降格した職員 第一項第二号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）の一号給上位の号給」とあり、同項第三号及び第四号中「対応号給の二号給上位の号給」とあり、並びに第

二項第三号及び第四号中「対応号給の一号給上位の号給」とあるのは、「人事委員会の定めるところにより得られる号給」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則は、平成十四年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第二十七号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年七月十八日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第四項を次のように改める。

4 降格した職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る第一項又は第二項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- 一 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額（同じ額の給料月額がないときは、当該受けていた給料月額の直近下位の額の給料月額。次号において同じ。）に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員（第三号に掲げる職員を除く。）（第一項第二号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給」という。）の一号給上位の号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）の一号給上位の号給」とあり、並びに同項第三号及び第四号中「対応号給の二号給上位の号給」とあるのは、「対応号給」（当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給より下位の号給に決定された職員が特定号給表に定める号給以上の給料月額から昇格する場合にあつては、「対応号給の一号給上位の号給」とするほか、当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第二項第三号及び第四号中「対応号給の一号給上位の号給」とあるのは、「対応号給」とする。

- 二 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額の直近下位の給料月額に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員（前号又は次号に掲げる職員を除く。）（当該降格後の給料月額を特定号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第一項第三号及び第四号中「対応号給の二号給上位の号給」とあるのは、「対応号給の一号給上位の号給」とあり、並びに同項第三号及び第四号中「対応号給の二号給上位の号給」とあり、並びに第二項第三号及び第四号中「対応号給の一号給上位の号給」とあるのは、「人事委員会の定めるところにより得られる号給」とする。

二 二級以上下位の職務の級へ降格した職員 第一項第二号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）の一号給上位の号給」とあり、同項第三号及び第四号中「対応号給の二号給上位の号給」とあり、並びに第二項第三号及び第四号中「対応号給の一号給上位の号給」とあるのは、「人事委員会の定めるところにより得られる号給」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則は、平成十四年四月一日から適用する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第五号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年七月十八日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三 葦崎警察署の部署所在地の項中、「葦崎町上ノ山、葦崎町岩下」を、「上ノ山、岩下」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊

技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年七月十七日までとする。
平成十四年七月十八日

山梨県公安委員会
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	業は製造者輸名入又	
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	C R黒ひげ危機一発Z1	京楽産業株式会社	二〇〇三二〇
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	C R黒ひげ危機一発X1	京楽産業株式会社	二〇〇三一九
株式会社まさむら遊機 代表取締役 後藤常喜 愛知県名古屋市中砂町一四五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	C RわくわくZ1	株式会社まさむら遊機	二〇〇二〇〇
株式会社まさむら遊機 代表取締役 後藤常喜 愛知県名古屋市中砂町一四五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	わくわくネットV1	株式会社まさむら遊機	二〇〇二八四
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫	ぱちんこ遊技機	C Rにゃんにゃん	株式会社藤商事	二〇〇三四〇

大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	ドリーム		
株式会社エレコ 代表取締役 福田貞夫 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第五号（別表第二）	ココパラ ダイス2	株式会社エレコ	二四〇二六一